

第109回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年4月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年4月20日(月)午後1時54分
- 3 閉会の日時 令和2年4月20日(月)午後3時 8分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫	参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 黒瀬 高弘	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 佐藤 智保子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について

別紙 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)

別紙 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)

別紙 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)

別紙 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)

(9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

(6) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

4番：浦上 和己

13番：小林 弘幸

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第109回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。4番 浦上 和己委員、13番
小林 弘幸委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

また、3月に転用許可の議決があった案件の内、3,000㎡を超える転用のため、3月30日の県農業会議に諮問した南区奥迫川の農地改良の一時転用申請については、同日許可相当との答申があり、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1ページ1番から3番は、受人が同一で同時申請ですので、併せて説明し
ます。受人は一宮に居住し、世帯で約12アールの農地を耕作する農業者で
すが、1番では借入地の取得により一宮の田を所有権移転し、2番では増反
により一宮の田に5年間の使用貸借権を設定し、また、3番では増反により
一宮の田に10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許
可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は宿に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により宿の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 5番、受人は惣爪に居住し、世帯で約83アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は福崎に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により福崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は総社市に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により足守の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は平山に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約51アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東花尻の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は下足守に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は河原に居住し、約72アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により河原の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から11番の7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ12番、受人は北区北方三丁目に居住し、令和2年2月7日付で約33アールの農地を相続しており、その農地と合わせて今回の申請により、御津平岡西の田を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は御津宇甘に居住していますが、御津宇甘の田及び畑を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は北区弓之町に居住し、約43アールの農地を耕作する農業

者ですが、増反により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、16番は、申請人同士による交換ですので、併せて説明します。

15番の受人は御津河内に居住し、世帯で約78アールの農地を耕作する農業者で、16番の受人は御津河内に居住し、世帯で約82アールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため、御津河内の畑を交換しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、12番から16番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 17番、受人は藤田に居住していますが、今回の3条申請により藤田の畑を所有権移転し、また、同時に別紙議案申請等(6)利用権の設定63ページ295番により西七区の田に3年間の賃借権を設定して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、利用権設定と合わせて許可になると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は小串に居住し、約21アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は藤田に居住し、世帯で約42アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番は、令和2年4月7日付で取下げになっています。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で17番から20番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、20番は取下げ、その他3件についてはいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区20番までの内、南区20番は取下げ、その他19件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、令和元年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は貸露天駐車場です。申請地は、周辺住民が利用する貸露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。申請人は東区可知の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く便利の良い自己所有地である申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番、2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3番、令和2年4月13日付で取下げになっています。

議長 お聞きのとおり、取下げということです。

議長 それでは申請等(2)については、御津・建部地区3番の1件は取下げですので、その他2件について許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市内の官舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く便利の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。申請人は平成18年に設立され、北区福谷に本店を置き、産業廃棄物収集運搬業・処理業を主な事業としています。申請人は、事業拡大に伴い資材置場・駐車場が手狭となったため、事業所から近く便利な申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は津高の借家に単身で居住していますが、来客が多く住居が手狭となっているため、生活環境が大きく変わらず、また、インターチェンジや空港から近く仕事に都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インターチェンジから300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成3年に設立され、北区津高に本店を置き、水道施設工事業を主な事業としています。申請人は、事業拡大により資材置場・駐車場が手狭になったため、事業所に近く便利の良い申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から8番については、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも令和元年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

5番、申請人は西辛川の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は玉柏の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は西長瀬の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は田中の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、通勤に便利であり、また、親族の住居にも近く都合の良

い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は自己住宅です。申請人は大安寺中町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、通勤に便利であり、また、夫婦それぞれの実家へ帰省するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 10番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、南区万倍の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になったため、実家に近く、両親の面倒を看ることや農業を手伝うのに便利の良い母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は、平成15年に設立され、北区平野に本店を置き、建設業を営む法人の代表取締役です。当該法人は、申請地隣接地の申請人所有の土地を建設用仮設資材置場として使用していますが、事業拡大により手狭となったため、申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用した上で、法人に貸し付けしようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は、平成9年に設立され、北区川入に本店を置き、一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬・処理保管業を営む法人の代表取締役です。当該法人の事業拡大により資材置場が手狭となったため、法人の所在地から近く便利な申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用した上で、法人に貸し付けしようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は、赤磐市内の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に隣接し、農業の手伝いや両親の面倒を看るのに都合の良い祖母の姉所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、申請地は祖母の姉所有の土地であり、併せて祖母所有の宅地も使用し、他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、令和元年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は分家住宅です。申請人は、平田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に隣接し、農業の手伝いや互いに助け合うのに都合の良い母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は自己住宅です。申請人は、花尻ききょう町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先や実家に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画

等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、前回保留となった案件です。前回は、資金証明書の提出が遅れたため保留となっていました。4月13日付で提出がありました。転用目的は社会福祉施設です。申請人は、平成17年に設立され、北区撫川に本店を置き、老人社会福祉事業を営む法人で、申請地の隣接地で平成24年から老人社会福祉事業を行っていますが、一層充実したサービスを提供するため申請地に看護小規模多機能型居宅介護事業施設を新規に開設しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、10番から16番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 17番、令和元年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は自己住宅です。申請人は、北区東花尻の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家や勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天資材置場です。転用期間は、許可日から3年間です。申請人は、昭和55年に設立され、北区神田町二丁目に本店を置き、一般廃棄物・産業廃棄物の中間処理業を主な事業としています。申請人は、申請地の隣接地を含む周辺において約7,200㎡の敷地を露天資材置場及び露天駐車場として使用していますが、事業拡大によ

り手狭となったため、既存資材置場に隣接し便利の良い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、17番、18番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 19番、転用目的は分家住宅です。申請人は倉敷市内の借家に夫婦で居住していますが、結婚を機に住居が手狭になったため、実家に近い祖母所有の申請地に賃貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、21番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は20番が自己住宅、21番が延長敷地です。

20番、申請人は大阪府高石市内の社宅に家族5人で居住していますが、妻の祖母や父の農業を手伝うため岡山に転勤予定です。このため、実家に隣接し農業の手伝いをするのに都合が良い祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家の自己住宅を建築しようとするものです。

21番は、20番の住宅への進入路として必要な申請地を所有権移転し、転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり方が10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は自己住宅です。申請人は福富西二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務地に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は自己住宅です。申請人は藤田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、25番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。転用目的は店舗です。申請人は、昭和14年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、小売業を主な事業としています。県道に隣接し交通量が多く需要が見込まれ、また、休憩所の役割を果たせる施設として十分なサービスを提供できる申請地に賃貸借権を設定し、店舗を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、県道に隣接した流通業務施設等に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は露天資材置場です。申請人は昭和47年に設立され、北区立田に本店を置き、土木建設業を主な事業としています。事業拡大により露天資材置場が不足していますが、南区の申請地周辺での事業が増加したことから北区の資材置場では利便性が悪いため、利便性の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、令和元年8締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は露天資材置場・露天駐車場です。申請人は昭和63年に設立され、南区浦安南町に本店を置き、建設業を主な事業としています。事業拡大により重機のレンタルを扱うこともあり保管スペースが不足しているため、会社から近い申請地を所有権移転し、露天資材置場・露天駐車場として転用しよ

うとするものです。

農地区分は、南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天資材置場・重機車両置場です。申請人は平成25年に設立され、北区野田に本店を置き、建設業を主な事業としています。自社の資材置場がありませんでしたが、事業が安定してきたため、法人代表の自宅がある藤田と会社のある北区野田二丁目の中間にあり管理しやすい申請地を露天資材置場・重機車両置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から3年間です。

農地区分は、福田地域センターから300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、19番から28番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区28番までの28件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（4）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 9ページ1番、前回、保留となった案件です。南区中畦に居住している賃借人からの申請ですが、中畦の田、面積7,522㎡の内4,668㎡について、理由なく賃借料の受取りを拒否されたため、弁護士を通じて賃貸借契約の解約を申し出しましたが回答がなく、また、離作補償も要求していませんが協議に応じないため申請に至ったものです。農地法第3条賃貸借権が設定されており、現在期限の定めのない契約となっています。

前回は、事務局から関係各人に対して事情を聞き取る予定にしていたため、保留意見となっていました。所有者である賃貸人あてに文書で聞き取りを行ったところ、申請人の主張どおりの経緯があったものと思われ、また、賃貸借契約の解消自体には意義がないとの回答がありました。よって、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当し、許可が適当と考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（4）については、南区1番の1件を許可と決定いたします。なお、この案件は県農業会議に諮問する必要があり、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）所有権の移転、（6）利用権の設定、（7）利用権の移転、（8）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 本年2月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（5）所有権の移転は、1ページ南区1番、2番の2件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への移転です。次に、（6）利用権の設定は、2ページ中・中央地区1番から73ページ南区397番まで、（7）利用権の移転は、74ページ中・中央地区1番から75ページ南区9番まで、（8）利用権の設定及び転貸は、76ページ南区1番から77ページ南区9番までです。

所有権移転を除く、申請等（6）から（8）までの件数等については、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計と第一農業委員会の各地区の集計となっています。第一農業委員会分を集計しますと、件数は全体が658件、新規が224件、更新が434件で、利用権の設定にかかわる面積の合計

が2,883,722.60㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が70,936.84㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が35,075.00㎡となっています。

なお、別紙議案申請等(6)岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定の内、利用権の設定を受ける者の欄に岡山県農地中間管理機構と記載されている案件で、中・中央地区6ページから10ページまでの内32件、北・吉備地区19ページから21ページまでの内19件、御津・建部地区24ページから27ページまでの内22件、南区61ページ、62ページ、73ページの内12件につきましては、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等(5)から(8)までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(9)農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 元の議案に戻っていただきまして、10ページ中・中央地区1番から12ページ南区12番までの12件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、2番は相続による賃借権の取得、その他はいずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は4番が有り、その他についてはいずれもありません。なお、4番の農地については、農地中間管理機構を通じて貸付予定となっています。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(9)の12件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１３ページ１番から８番までの８件です。転用目的は、貸露天駐車場４件、共同住宅２件、住宅敷地２件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１４ページ１番から１５ページ１５番までの１５件です。転用目的は、自己住宅４件、分譲住宅地及び公園１件、デイサービス事業所２件、長屋住宅１件、分譲宅地２件、分譲住宅地１件、露天駐車場２件、敷地拡張１件、専用住宅１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１６ページ１番から１８ページ１５番までの１５件で、解約理由は転用目的で３件、耕作目的で１２件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１９ページ１番から５番までの５件で、内容は、農業用倉庫４件、農機具置場１件です。

次に、報告（５）農地改良届については、２０ページ１番から７番までの７件で、内容は、果樹園１件、普通野菜畑６件です。

最後に、報告（６）転用事業計画変更承認届については、２１ページ１番、２番の２件で、内容は、１番が用途の変更、２番が事業者の追加となっています。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）令和２年度の活動計画について

- ①令和元年度の活動を振り返って
- ②令和２年度の活動について（案）
- ③岡山市耕作放棄地対策協議会（案）の設立について
- ④今後のスケジュールについて

事務局から説明した。また、②については、来月決定予定。

(2) その他

人事異動、事務局体制について報告した。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(5月18日(月)岡山市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時8分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員